一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和3年7月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ファン(法人番号:7010902021029) 代表者 杉山 直也
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都調布市若葉町3-23-6 (川崎営業所) 神奈川県川崎市多摩区登戸171 /ヒコ105号
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和3年5月24日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点
	当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)